

学校と家庭がいっしょに「子供の安全安心」を守りましょう

危機対応マニュアル～家庭での対応～

平成29年11月1日から「東海地震に関連する情報」に代わり、「南海トラフ地震に関連する情報」の運用が開始されました。「南海トラフ地震に関する情報」は、東海地震の予想震源域を含む南海トラフ全域を対象に地震発生の可能性の高まりについてお知らせするものです。



1 富士宮市に暴風警報・大雨特別警報が出された時

〈登校前〉※NHKの報道を参照

- 6:30の時点で「暴風警報」「大雨特別警報」が発令中の場合 →→ 自宅待機
- 12:00(正午)以前に「暴風警報」「大雨特別警報」が解除された場合 →→ 登校
- 12:00(正午)の時点で「暴風警報」「大雨特別警報」が解除されない場合 → 休校

〈在校中〉

- 午前中は原則として学校にとどめる。
 - 16:00を過ぎても下校できない場合は、メール配信または、電話で迎えを依頼する。
- ※その他の警報(大雨・洪水等)でも、地域の状況により登校が危険と判断される場合は、保護者の判断により自宅待機させ、学校に連絡をする。
- 「大雨(洪水)警報」発令時は、河川・用水路等の水量が増し、大変危険であるため、それらに近付かないよう各家庭で指導する。



2 地震の時

	南海トラフ地震臨時情報			地震発生	
状況	○「調査中」発表時	○「巨大地震警戒」発表時	○「巨大地震注意」発表時	○「調査終了」発表時	震度5強以上
対応	□原則として平常の活動を継続 ・在校時は引き渡し準備	■原則として休校 ・在校時は引き渡し開始 ・下校できない児童は学校に留め置き	□原則として平常の活動に戻る	■原則として休校 ・在校時は安全確認後引き渡し開始 ・下校できない児童は学校に留め置き	
留意点	○地震発生時は、揺れがおさまるまで安全な場所で身を守る。家(学校)に急いで避難する。 ○登下校時の安全確保のため、ブロック塀等危険な場所を子供と事前に確認しておく。				
	★対応は、県からの情報により変わることがある。その場合、学校からメール配信等で連絡がくる。 ★引き渡しについては、徒歩で引き取りに来る。保護者が来られないときは代理人に迎えをお願いする。				

3 学区に土砂災害警戒情報が発令された時

〈登校前〉※富士宮市同報無線・富士宮市ホームページを参照

- 6:30の時点で「土砂災害警戒情報に基づく避難勧告(警戒レベル4)」が出されている地区は避難を最優先とする。
 - 避難勧告が出ていない地区については、保護者の判断により自宅待機させ、学校に連絡をする。
- 〈在校中〉
- 1の「暴風警報・大雨特別警報が出された時」の〈在校中〉と同様。



6 不審者が出没した時

防犯ブザーの携帯を!

<p>学校へ侵入</p> <p>*安全確保</p> <p>下校が危険な時や子供に動揺がある時は学校から引き渡しの連絡があるので迎えに行く。</p>	<p>登下校時に出没</p> <p>□大声で助けを求め、近くの家に避難、警察23-0110へ連絡を依頼する。(時間、場所、状況)</p> <p>□学校へ連絡する。</p> <p>※動揺がおさまってから登校させる。</p>	<p>不審者情報</p> <p>*メール配信または電話で連絡、安全確保の依頼</p> <p>下校が危険な場合は一斉下校、引き渡し等の連絡が学校からあるので迎えに行く。</p>
--	---	--

8 交通事故が発生した時

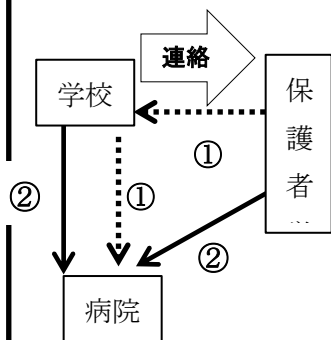
- 保護者は現場に急行する。
- *状況に応じて救急車要請・応急処置
- *警察と学校へ連絡
- *けが人に同行
- ※学校職員による現場確認に協力する。



★事故の時刻、場所、状況などを学校へ連絡

4 学校でけがをした時・体調が悪くなった時

□学校から保護者に連絡が入るので、けがの様子や体調を確認する。



- 医療機関を決める。
- ※救急車対応の時は、搬送先病院を確認する。
- 保険証を持つ。
- 急を要さない場合は、保護者は学校へ行く。その後、保護者が医療機関へ連れて行く。(①点線)
- 急を要する場合は、保護者は医療機関へ行く。学校が医療機関へ搬送する。(②実線)(救急車を要請する場合もある。)
- 受診後、結果を学校に報告する。



5 校外学習中にけがをした時・体調が悪くなった時

- 学校(担任)から連絡が入るので、けがの様子や体調、状況を聞き、今後の対応について確認する。
- ※基本的には、4の場合と同様
- ※現地が遠距離で、迎えに駆けつけることが難しい場合は、学校と相談し、対応する。

13 子供の心のケアが必要と感じたとき

- 学校と連携が必要な子どもの悩みや変化は学校に知らせる。
- 電話相談:24時間子供SOSダイヤル(通話無料)0120-0-78310

7 インフルエンザ等、感染症の疑いがある時

<p>学校での発症</p> <p>*学校へ迎えに行く。</p> <p>*医療機関で受診する。</p>	<p>家庭での発症</p> <p>*発症の疑いがある場合は登校させず医療機関で受診する。</p>
---	---

- 診断結果を学校へ報告する。
- (1) インフルエンザ以外の感染症と診断を受けた場合
 - *「出席停止通知書」「出席停止解除にかかる証明書」を学校から受け取る。
 - *医師から出席停止解除の指示を受けたら、証明書を持って登校させる。
- (2) インフルエンザと診断を受けた場合
 - ① 市内の医療機関で受診
 - ア…医療機関で「インフルエンザ罹患証明書」をもらう。
 - イ…自宅で発症日からの「体温記録表」を作成する。
 - ウ…発症後5日、かつ、解熱後2日経過後、罹患証明書に必要事項を記入し、登校時に提出する。
 - ② 市外の医療機関で受診
 - 「(1) インフルエンザ以外の感染症と診断を受けた場合」と同様の対応。

- *新型コロナウイルス感染拡大防止対応期間(感染が心配な事情があるときは、学校に相談する)
 - ・かぜの症状があるときは症状が改善されるまで学校を休む…出席停止となる
- *児童や家族が新型コロナウイルス感染症の疑いでPCR検査を受けた、新型コロナウイルス感染症の診断を受けた場合、速やかに学校に状況を報告し、指示を受ける。

9 危険動物の出没・校区での事件発生など

- *登下校時に危険があると思われるときは、学校よりメール配信等で連絡する。指示に従って行動する。

10 災害等で長時間の停電が発生している時

- 原則として休校
- ※登校中は状況により下校、在校中は引き渡しを行うので迎えに行く。

11 富士山噴火警報が発令された時

- 情報収集に努め、市の指示に従って避難する。
- *状況により、下校、または引き渡しを行う。



12 ミサイル発射に伴うJアラートが発令された時

- 速やかな避難行動 □正確かつ迅速な情報収集
- 市の放送等が流れたら落ち着いて直ちに行動する。
- (屋外にいる場合)頑丈な建物や地下に避難する
- (建物がない場合)物陰に身を隠すか地面に伏せて頭部を守る
- (屋内にいる場合)窓から離れるか、窓のない部屋に移動する

富士宮警察署	23-0110	黒田小学校	
星山駐在所	23-3110		26-2670